平成２１年（フ）第１９１号
香川県仲多度郡多度津町大字山階1600番地１
債務者　渡辺トシミ
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第５９１号
大分県別府市幸町４番24号
債務者　佐藤久美子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２９３号
沖縄県那覇市若狭１丁目12番９号　コーポプロキオン301
債務者　勝谷　雄宇
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３５１号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次231番地109
債務者　平安名トミ
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５６号
福井県小浜市多田第11号34番地の３
債務者　山下竜郎こと　許　　今龍
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第１１２２号
北九州市八幡西区本城東１丁目18番２―303号
債務者　佐々木崇志
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５０６号
岐阜県各務原市鵜沼東町１丁目69番地
債務者　小森　　明
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５１６号
岐阜県関市神明町４丁目５番23号
債務者　小栗　孝義
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１１７４号
神戸市兵庫区和田宮通３丁目２番５号
債務者　笠谷　友子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１４号
神戸市東灘区魚崎中町３丁目２番８―209号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町４丁目14番17号504号
債務者　出口　　綾（旧姓左近）
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５９号
神戸市東灘区北青木４丁目19番３号
債務者　洋食劇場ブレジェールこと　藤原　正美
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６０号
神戸市須磨区高倉台２丁目４番10―504号、前住所神戸市垂水区名谷町3474番地の１
債務者　稲増のり子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６５号
神戸市須磨区横尾２丁目２番地の７
債務者　西村　芳子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５１号
兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目115番地４
債務者　南方　　豊
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３６８号
兵庫県伊丹市昆陽６丁目126番地１　メルヴェール昆陽Ⅱ305号
債務者　宮崎　佳子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７２６号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地飛鳥グランドパレス102号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番３―107号
債務者　後藤　末子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０７号
兵庫県西宮市日野町３番23号セジュール日野Ⅱ108号
債務者　谷本　敏夫
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係